

01 学校法人興誠学園法人役員、評議員等の報酬に関する規程

(昭和55年学園規程第1号)
令和2年4月1日改正施行
令和5年4月1日改正施行
令和7年4月1日改正施行

(目的)

第1条 この規程は、寄附行為第58条の規定に基づき、学校法人興誠学園の役員及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員には報酬を支給する。ただし、専任の教職員が役員又は評議員を兼ねるときは、報酬を支給しない。

2 報酬の額は、別表第1号に掲げるとおりとする。ただし、複数の区分の職を兼ねるときは、それらの報酬額の最も多い額（同額の場合はその額）を支給し、重複して支給しないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決により、報酬額及び支給する手当について、別に定めることができる。

(報酬の支給)

第3条 月額で定められている役員の報酬は、毎月21日（支給日が休日の場合はその前日）に支給する。

2 年額で定められている評議員の報酬は、12月に支給する。

3 月の途中で就任又は退任した場合は、当該月は在任したものとする。

(費用弁償)

第4条 役員及び評議員が、会議その他法人業務のために勤務した場合には、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、出張にあっては別に定める旅費規程により、それ以外の場合にあっては、別表第2号に掲げるとおりとする。

(退職金)

第5条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職金を支給することができる。

(1) 寄附行為第8条第3項に掲げる失職

(2) 寄附行為第11条第1項第2号及び第26条第1項第2号による解任

(3) 寄附行為第11条第4項及び第26条第3項による退任

2 専任の教職員が役員を兼ねるときは、退職金を支給しない。

3 役員の在任期間が1期2年に満たない者には、退職金を支給しない。

4 役員が寄附行為第11条第1項及び第26条第1項に掲げる事由（第2号に該当するものを除く。）により解任された者には退職金を支給しない。ただし、様々な事情を考慮して、その一部又は全部を支給することができる。

5 退職金の額は、役員の在任期間1年に対し、20,000円を乗じた額とする。

6 第1項第3号に定める退任の事由のうち、役員の死亡による退職金は、遺族に支給する。なお、遺族の範囲及び順位は、学校法人興誠学園退職手当に関する規程第7条の規定を準用する。

7 退職金の支給については、理事会の議において決定する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程に定めるもののほか、報酬の支給に関し必要な事項は理事長が定める。

2 この規程は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

1 第2条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、当分の間、理事長、理事長職務代理者及び理事長職務代行者の報酬額は月額100,000円、副理事長の報酬額は月額50,000円とする。

2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 第2条第2項及び別表第1の規定にかかわらず、当分の間、理事長、代表業務執行理事の報酬額は月額100,000円、副理事長の報酬額は月額50,000円とする。

別表第1号（第2条2項関係）

区 分	報 酬 額
理 事 長	月額 200,000円
代表業務執行理事	月額 200,000円
副 理 事 長	月額 100,000円
理 事	月額 20,000円
監 事	月額 30,000円
評 議 員	年額 30,000円

別表第2号（第4条2項関係）

居住地から会議開催地までの距離の区分	片道20キロメートル未満の者	片道20キロメートル以上の者
学園による公式の招集会議（理事会、評議員会等）に出席した日1日につき弁償すべき費用の額	3,000円	3,000円に、交通費実費相当額を加えた額

学園による公式の招集会議等で来園した場合に限る。